

## お知らせ

### 固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2019年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を実施します。なお、2019年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は、4月25日に発送します。

#### 【縦覧及び課税台帳(名寄帳) 閲覧制度】

縦覧制度とは、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、固定資産税評価額(税額の記載は無し)が記載された帳簿を納税者の縦覧に供するものです。また、課税台帳の閲覧制度とは、納税義務者の方が、固定資産税台帳のうち、自己の資産に対する課税内容を具体的に確認するためのものです。

#### ○縦覧・閲覧ができる方

①納税義務者、その同居の親族及び

納税管理人(同居でも別世帯の方は委任状が必要)

②代理人(納税者の方が自署・捺印[法人の場合は代表者印を押印]した委任状または代理人選任届をお持ちの方)

#### ○本人確認書類が必要です

書類の種類に応じ、次に示す1点または2点の書類をお持ち下さい。

①官公署が発行した写真付きの書類1点(運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード[個人番号カード]等)

②上記の書類がない場合は、次の書類

※組み合わせは、(イ)で2点または、(イ)と(ロ)で各1点ずつです。

(イ)官公署が発行した写真無しの書類(健康保険証、介護保険証、年金手帳及び証書、写真無しの住民基本台帳カード、納税通知書等)

(ロ)その他(法人が発行した写真付きの身分証明書等)

縦覧・閲覧期間5月31日(金)までの午前8時30分~午後5時(土・日曜日、

祝休日を除く)

場資産税課(市庁舎2階)

※縦覧時には、土地・家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。パソコン画面での縦覧になり、画面の撮影はできません(手書きによる転記は可)。また、所有者名からの縦覧はできません。

※閲覧は、納税義務者単位の申請となります。

問資産税課☎724・2116、2118

#### 【納税義務者以外の方への課税(補充)台帳の閲覧】

土地や家屋に対し、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)及び固定資産の処分をする権利を有する方(1月2日以降に所有権を取得した方等)は、権利の対象となる資産のみ課税(補充)台帳の閲覧ができます。

#### ○必要な書類

本人の身分を確認できる書類(運転免許証等)と権利を有する資産を特定するための書類(賃貸借契約書、

賃借権の権利者が記載されている登記全部事項証明書等)をお持ち下さい。また、代理人に依頼する場合は、権利者の方が自署・捺印(法人の場合は代表者印を押印)した委任状または代理人選任届が必要です。

問閲覧時間午前8時30分~午後5時  
※4月上旬は大変混雑が予想されますので、時間に余裕をもっておいで下さい。

場市民税課諸税証明係(市庁舎2階)

費1件300円

問市民税課諸税証明係☎724・2874

#### 【固定資産税の評価額に不服がある場合】

縦覧や閲覧等の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者の方は、4月1日から納税通知書を受け取った日以後3か月以内に、文書によって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

問法制課☎724・2506

### 町田市のお得な制度を活用しませんか

### 市内事業者への支援制度

問産業政策課☎724・3296

市では、市内事業者の皆さんに活用いただける各種支援制度を用意しています。申請書類等の詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

## 一 補助制度

#### ❖ 産業見本市出展への補助

対市内中小企業者(市内に住民登録を有する個人または市内を納税地とする法人で、1年以上事業を営んでおり市税を完納していること)

補助対象事業2020年3月31日までに開催される国内外の見本市・展示会等に出展する事業(一部を除く)

補助対象経費国内で行われる見本市・展示会等=主催者へ支払う出展料(会場使用料、補助額上限20万円)、国外で行われる見本市・展示会等=外国語表記の冊子等の作成費用(補助額上限5万円、トライアル認定事業者の場合は上限10万円)

補助割合一般事業者=2分の1以内、小規模事業者=3分の2以内

※町田市トライアル発注認定事業者が認定商品をPRするために出展する場合の補助割合は、4分の3以内です。

申申請書(町田市ホームページでダウンロード)に記入し、必要書類を添えて、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。

#### ❖ 特許権等の産業財産権取得への補助

対市内中小企業者(市内に住民登録を有する個人または市内を納税地とする法人で、1年以上事業を営んでおり市税を完納していること)

補助対象事業2020年3月31日までに終了する次のいずれかの事業 ①特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願②特許出願にかかる出願審査

請求

補助対象経費及び補助割合①の場合=出願印紙代全額と出願にかかる弁理士手数料の2分の1の額を合計した額(上限10万円、ただし商標権は5万円)、②の場合=特許出願審査請求印紙代全額と出願にかかる弁理士手数料の2分の1(上限2万5000円)の額を合計した額(上限10万円)

※小規模事業者の出願にかかる弁理士手数料の補助割合は、いずれも3分の2の額となります。

※早期審査請求や電子申請等に係る弁理士に支払う手数料は補助対象外です。

申申請書(町田市ホームページでダウンロード)に記入し、必要書類を添えて、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。

#### ❖ ものづくり企業地域共生推進事業補助金

工場に防音壁を導入するなど、ものづくり企業が市内で行う地域との共生を目的とした事業に係る経費の一部を補助します。

対都内で1年以上工場等を操業するものづくり企業

補助対象事業地域との共生を目的とする工場の改修・移転事業、設備更新・導入事業、住民受け入れ整備事業  
※2020年3月13日までに完了する事業が対象です。

補助額補助対象経費の4分の3以内(上限375万円)

※上限額に達し次第、受け付けを終了します(先着順、審査有り)。

申申請書(町田市ホームページでダウンロード)に記入し、必要書類を添えて、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。

※申請の際は事前に産業政策課へご連絡下さい。

## 一 認定事業

#### ❖ 町田市トライアル発注認定制度

市内事業者が開発する新規性の高い優れた商品・サービスの信用力向上や販路拡大を支援するため、「町田市トライアル発注認定制度」により、一定の基準を満たした商品及び開発した事業者を認定しています。

認定された商品は、市が作成する「認定商品カタログ」や「広報まちだ」、町田市ホームページ等に掲載します。また、認定期間内は市の中小企業融資制度や産業見本市出展支援事業においても優遇されます。これまでに26事業者33商品が認定を受けており、市内外のイベント等で一体的なPRを広く実施しています。

対新規性の高い優れた新商品及びそれを生産する中小企業者(市内に住民登録を有する個人、または市内を納税地とする法人で、1年以上事業を営んでおり市税を完納していること)

認定基準次の要件をすべて満たす商品であること ①申請時点で、販売開始から5年以内である②既存の商品とは別個の範疇に属するものであるか、同一の範疇に属しても著しく異なる使用価値を有するため、実質的に別個の範疇に属すると認められる③技術の高度化、経営能率の向上、市民生活の利便の増進に寄与すると認められる④生産方法、必要な資金額、資金調達方法が、事業者の新たな事業分野開拓のために適切なものである

※食品並びに医薬品、医薬部外品及び化粧品を除きます。

認定期間認定された日から2022年3月31日まで

審査方法専門機関による書類審査及び「町田市トライアル発注認定制度選考懇談会」での学識経験者等による意見聴取(事業者プレゼンテーション有り)

申申請書(町田市ホームページでダウンロード)に必要書類を添えて、5月13日まで(必着)に直接または郵送で産業政策課(市庁舎9階)へ。

#### ❖ 「先端設備等導入計画」の認定

生産性向上特別措置法に基づき、中小企業者が機械・装置などの設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために作成する「先端設備等導入計画」の認定申請を受け付けています。計画が認定されると、税制面や国の各種補助金採択においてメリットがあります。

対市内の事業所に設備を導入する中小企業者

認定によるメリット①計画認定を受けた設備(償却資産)に係る固定資産税が3年間ゼロとなる②国の各種補助金(ものづくり・サービス補助金、IT導入補助金等)の優先採択(加点)の対象となり、一部の補助金において補助率が拡充される

※市への申請にあたっては、作成した「先端設備等導入計画」の内容について、経営革新等支援機関(町田商工会議所、町田新産業創造センター、市内金融機関等)による事前確認書の発行を受ける必要があります。

※設備取得は、必ず市による計画認定後に行っていただく必要があります。

申申請書(町田市ホームページでダウンロード)に記入し、必要書類を添えて、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。

